（前のページより続き）

〔官庁報告〕
官庁事項
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　六九
〔公　告〕
諸事項
官庁
特恵関税、製造たばこ小売定価、基本測量関係事項関係　七〇
裁判所
破産、免責、再生関係　八〇
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、平成二十一事業年度決算（独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定・銀行等保有株式取得機構・全国商工会連合会）、沖縄振興開発金融公庫第三十八事業年度財務諸表、平成二十一年度財務諸表（地方公共団体金融機構・日本年金機構）、東日本高速道路株式会社高速道路工事開始・工事完了、中日本高速道路株式会社高速道路工事区間変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係　一三三
地方公共団体
公債抽せん・償還（東京都区）、行旅死亡人関係　一六七
会社その他
会社決算公告　一六八
一七二

本号で公布された法令のあらまし

◇刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約

（条約第七号）（外務省）

この条約は、我が国とタイとの間で、相手国において刑を言い渡された自国民受刑者を本国に移送するための手続等について定めたものである。

この条約は、前文、本文一二箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1　定義

この条約の適用上、「移送国」とは、刑を言い渡された者を移送し得る締約国又は移送した締約国をいい、「受入国」とは、刑を言い渡された者が移送され得る締約国又は移送された締約国をいい、「刑を言い渡された者」とは、移送国の裁判所が犯罪を理由として行う決定によって、拘禁その他の形態の自由をはく奪する刑を言い渡された者をいい、「刑」とは、移送国の裁判所が犯罪を理由として決定する刑罰又は措置であって有期又は無期の自由のはく奪を伴うものをいう。（第一条関係）

2　一般原則

移送国の領域に所在する刑を言い渡された者については、その言い渡された刑に服させるため、この条約に従い受入国の領域に移送することができる。（第二条関係）

3　移送の条件

刑を言い渡された者については、刑を言い渡された者が、受入国がこの条約の目的のためにその法令に従って定める受入国の国民であること、刑を言い渡された者が移送国の刑事施設において拘禁刑に服していること、移送国及び受入国が移送に同意していること、刑を言い渡された者が移送に同意していること等の条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。（第三条関係）

4　移送の拒否

刑を言い渡された者についての移送の要請は、移送国において、判決が確定していない場合又は刑が科せられる理由となった犯罪に係る他の法的手続若しくは当該犯罪以外の犯罪に係る法的手続が継続中である場合、刑を言い渡された者の移送がいずれかの締約国の主権、安全、公の秩序その他の重大な利益を害するおそれがある場合等の場合には、この条約に基づいて拒否される。（第四条関係）

5　移送に関する手続

締約国は、刑を言い渡された者であってこの条約の適用の対象となるものに対し、この条約の内容を通知するよう努める。刑を言い渡された者がこの条約に基づいて移送されることについて移送国に対して書面により関心を表明した場合には、移送国は、その旨を受入国に対して通報する。通報を受けた受入国は、刑を言い渡された者が行った関心を表明する申出をその法令に従って考慮するものとし、移送国が求める場合には、受入国が当該申出について行った決定を移送国に対して通報する。移送国が当該要請を受け入れる場合には、両締約国は、刑を言い渡された者の移送を実施するために必要なすべての措置をとる。移送国は、受入国に対し、刑の根拠となった事実に関する説明書、刑期、刑の開始日及び終了日、刑を言い渡された者が既に刑に服した期間並びに拘禁の期間の短縮に関する情報、刑を言い渡された者に関する刑を含むすべての判決書の認証謄本及びそれらの判決の根拠となった法令の認証謄本等の情報又は文書を提供する。（第五条関係）

6　管轄権の保持

刑がこの条約に従って執行される場合には、移送国は、その裁判所が言い渡した刑を含む判決及び当該判決の変更又は取消しに関する手続について専属的な管轄権を保持する。移送国は、特赦、大赦又は刑の減軽を認めることについて専属的な管轄権を保持する。（第六条関係）

7　刑の執行に関する手続

移送後の刑の執行の継続は、受入国の法令及び手続により規律される。受入国は、移送国が決定した刑の法的な性質及び期間に拘束される。受入国は、刑の執行の最長期間に関する受入国の法令に従い受入国において刑の執行を継続する期間が刑を言い渡された者の服さなければならない刑期の残りの期間よりも短くなるような方法により移送国の裁判所が決定した刑を執行する場合には、その旨を移送の要請及び当該法令とともに移送国に対して通報する。この場合において、移送国は、当該要請を拒否する権利を有する。受入国は、いかなる刑も移送国の裁判所が決定した刑期を超えるような方法で執行してはならない。受入国により執行されるべき刑は、移送国の裁判所が決定した刑にできる限り合致させるものとする。移送国が刑を含む判決を変更し若しくは取り消し、特赦、大赦若しくは刑の減軽を認め、又はその他の措置により刑期を短縮し若しくは刑を終了させる場合には、受入国は、その旨の決定の通報を受け、当該決定に基づいて刑を執行する。（第七条関係）

8　協議

両締約国は、いずれか一方の締約国の求めにより、この条約の解釈及び適用について協議する。（第一一条関係）

9　効力発生及び終了

批准、効力発生及び終了について規定している。（第一二条関係）